七十　雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。	被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。
七十一　技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化に要する経費があること。	市町村支援業務に従事する技術職員数として総務大臣が調査した数又は中長期派遣可能な技術職員数として総務大臣が調査した数のうちいずれか小さい数に五、七六〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
七十二　地方衛生研究所の設置に要する経費があること。 ［削る］	当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

七十　雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。	被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。
七十一　技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化に要する経費があること。	市町村支援業務に従事する技術職員数として総務大臣が調査した数又は中長期派遣可能な技術職員数として総務大臣が調査した数のうちいずれか小さい数に五、七二〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
七十二　地方衛生研究所の設置に要する経費があること。	当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。
七十三　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。	次の算式によって算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （58,886円×B－28,148,000円×A×C×D／100,000×２）×0.5 C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、58,886円×B、28,148,000円×A×C×D／100,000に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。 算式の符号 A　普通交付税に関する省令第９条第１項の表中市町村の項第１号の３Aに規定する測定単位の数値 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表中市町村の項第１号の３Bに規定する当該市町村の標準額支払団員数 C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表中市町村の項第１号の３Cに規定する段階補正係数 D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表中市町村の項第１号の３Dに規定する密度補正Ⅰ係数